

大磯町部等設置条例の一部を改正する条例

大磯町部等設置条例（平成24年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大磯町部設置条例

第1条中「危機管理対策室及び」を削る。

第2条中「室及び」を削り、同条の表中

「 危機管理対策室

- (1) 危機管理に関する事。
- (2) 防災に関する事。 」

を削り、

- (6) 財政に関する事。
- (7) 契約及び財産に関する事。
- (8) 税務に関する事。 」

を

- (6) 危機管理に関する事。
- (7) 防災に関する事。
- (8) 財政に関する事。
- (9) 契約及び財産に関する事。
- (10) 税務に関する事。 」

に、

- (7) 保健及び予防に関する事。
- (8) 健康増進及びスポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。」

を

- (7) 子育て支援に関する事。
- (8) 保健及び予防に関する事。
- (9) 健康増進及びスポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。」

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄